

第6号様式(第5条関係)

訪問入浴サービス利用却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

年 月 日付けで申請のありました訪問入浴サービスの利用については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 利用者氏名

2 却下の理由

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、蒲郡市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として(訴訟において蒲郡市を代表する者は蒲郡市長となります。)、提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送付を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。